

た ま な ん 多摩南ミニ通信

(財)東京都保健医療公社
多摩南部地域病院
地域医療連携室第55号
平成14年10月発行

今回は地域医療連携室より10月以降の医療費の自己負担額変更についてご案内いたします。

平成14年10月1日から健康保険法等が改正され、患者さんの負担額が以下のとおり変更となります。

★高齢者（老人保健制度加入者または70歳～74歳の方）の負担額は、

- 一般の方 **医療費の1割**
- 一定以上の所得の方(※) **医療費の2割**

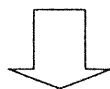


になります。

※ 該当する方には、一部負担金の割合を2割と明記した医療受給者証等が市町村（老人保健制度加入者）または保険者（老人保険制度加入者以外の70～74歳の方）から交付されます。

自己負担限度額の見直し（70歳以上の高齢者）（月額）

現 行	一 般		外 来 200床以下の病院 3,200円	入 院 37,200円
	低所	住民税非課税	200床以上の病院 5,300円	24,600円
	得者	老人福祉年金受給者		15,000円



改 正 後	一定以上の所得者 (注1)		自 己 負 担 率 2 割	外 来 40,200円	入 院 72,300円 +超過分の1%(注2)
	一 般		1 割	12,000円	40,200円
	低 所 得 者	Ⅱ	1 割	8,000円	24,600円
		Ⅰ	1 割		15,000円

注1 夫婦の収入が約630万程度

注2 総医療費から一定額を引いた額の1%で、4ヶ月目以降は40,200円

★3歳未満の乳幼児の負担額は、従来の医療費の3割であったものが、**医療費の2割**になります。

★「多摩南ミニ通信」をご希望のかたは面会受付までお申し出下さい★

★院内に入られましたら携帯電話の電源をお切り下さい★

